

仕様書

1. 件名 新技術実証栽培施設を活用した実証委託業務
2. 目的 本施設は新しい農業の形である。「育成ノウハウの共有・継承や環境変化や育成状況の見える化」「再生可能なエネルギーの積極的な活用によるエコアイランドの推進」「次世代の農業事業者の育成」を目標に整備された実証施設です。この本施設を活用し、生産力及び収益性向上につながる低コスト栽培技術、省力機械の開発など農業に関係する実証、研究を行い地域のニーズに応える研究開発を目的とします。
3. 委託内容
 - ①実証事業
次の実証事業項目から3項目以上選択して下さい。
 - ・作物の新品種の導入、開発や育成及び栽培技術の開発や研究
 - ・病虫害防除技術の開発
 - ・作物等、生産者の収益性の向上、低コスト、省力化などが図れる栽培技術、農業機械、栄養診断技術等の開発
 - ・主要園芸品目の土壌診断システム及び施肥基準の作成
 - ・経営体の育成方針、園芸品目の高収益経営手法の研究
 - ②施設の維持管理
 - ・施設内及び周辺の維持管理
4. 施設概要
 - ①施設の名称 : ポットファーム
 - ②施設の所在地 : 宮古島市上野野原 1190—204
(別紙1 ポットファーム栽培施設位置図のとおり)
 - ③実証施設の概要 (別紙2 ポットファーム栽培施設図面のとおり)
 - ア 軽量 H 形鋼大屋形 1, 143.9 m²
(ハウス)
間口 12.3 m × 奥行 45.0 m × 2 連棟 = 1, 107 m²
(機械室)
間口 12.3 m × 奥行 3.0 m = 36.9 m²
 - イ 管理棟 94 m²

5. 委託料 0円

※実証事業により栽培した作物の収益を対価とする。

受託者は実証の成果物を報告し、本事業に伴い生じた知的財産権は、受託者または第三者が従前から保有しているものを除き、市に帰属するものとする。

6. 期 間 契約締結日から5年間

7. 成果物の納入場所 宮古島市役所 農林水産部 農政課

8. 成果物の提出 毎年度5月31日又は契約書に示した時期

9. 秘密保持 受託者は、本委託に基づく調査に基づく情報を委託者以外の第三者に漏らしてはならない。このことは契約終了後も同様とする。

10. その他

- ① 受託者は、市の委託目的を十分に理解したうえで業務にあたること。
- ② 不明な点が生じた場合は、速やかに市に確認すること。
- ③ 事業計画に変更がある場合は市と事前協議を行うこと。
- ④ 事業実施に伴い、受託者が市の有する情報等を必要とする時は、事前に市に申し出ること。市はその必要性を認めた場合は、これを受託者に提供する。
- ⑤ 受託者は、市の求めに応じて、会議打ち合わせに参加するものとする。
- ⑥ 設備投資や修繕の費用は自己負担とする。ただし、災害などが原因で施設の修繕が必要となった場合はこの限りではない。
- ⑦ その他、本委託に関して必要な事項は受託者と市の協議により決定するものとする。